

あきる野市行財政改革元年実施プラン

当市においては、厳しい財政状況のもと、小中学校の校舎、体育館の耐震化工事や土地開発公社の健全化等に対する対応、さらには将来の発展に向けた取組を推進するために、その財源の確保について、行政改革を主体とした取組により生み出す必要性がある。

このため、あきる野市行政改革推進本部において、「行財政改革元年」における行政改革の取組（以下、行革元年の取組という。）として、平成 23 年度までの具体的な改革の取組を決定したところであるが、これらの取組を着実に推進するとともに、計画的に経常収支比率を縮減していくために、次に示すとおり目標年度における数値目標及びその対応方針を定めた実施プランを策定する。

1 当市の財政状況

当市の財政状況は、平成 19 年度決算において、経常収支比率が 102.1%であり、財政構造の弾力性が失われているとともに、財政見通しに示すとおり、平成 21 年度の一般財源不足額は、約 6 億 8 千万円に上ると想定しており、大変、厳しい状況におかれている。

2 数値目標の設定

当市の財政状況を踏まえて、行革元年の取組を着実に実施するとともに、計画的に経常収支比率を縮減していくためには、目標年度における数値目標を設定して、その目標に向かっていくための対応方針を示す必要がある。

このため、実施プランの目標年度及び数値目標を次のとおり設定する。

平成 21 年度を初年度として、短期的な目標年度を平成 23 年度、長期的な目標年度を平成 30 年度とし、それぞれの目標年度における数値目標を次のとおりとする。
なお、長期的な目標については、今後の財政状況等により変更する場合がある。

◆ 経常収支比率	短期的な目標：99%とする 長期的な目標：90%とする
◆ 公債費比率	短期的な目標：12.5%とする 長期的な目標：10%とする

3 数値目標への対応方針

(1) 経常収支比率の現状

ア 経常収支の現状

経常収支比率は、「経常経費充当一般財源の額／経常一般財源」の比率であるが、平成 19 年度決算における経常収支の現状を次表に示す。

(単位：千円、%)

項目	決算額	構成比
歳入（経常一般財源）	15,216,151	100.0
地方税（都市計画税を除く）	10,717,950	70.4
地方債（臨時財政対策債、減収補てん債）	747,348	4.9
普通地方交付税等	3,750,853	24.7
歳出（経常経費充当一般財源の額）	15,531,085	100.0
人件費	4,096,163	26.4
扶助費	1,645,263	10.6
公債費	2,567,132	16.5
物件費	2,314,213	14.9
維持補修費	70,399	0.4
補助費等	2,804,588	18.1
繰出金	2,033,327	13.1

※ 平成 19 年度決算時の経常収支比率：

$$15,531,085 \text{ 千円} \div 15,216,151 \text{ 千円} \times 100 \approx 102.1\%$$

イ 経常収支比率の考察

平成 19 年度決算における経常収支比率は、前述の現状により 102.1%となるが、この時点における経常収支比率の実態を次のとおり考察する。

① 歳出における経常経費の実態について

歳出における経常経費において、それぞれの経費項目に実態は次に示すとおりである。

- ・ 人件費

特別職給料、職員給料、議員報酬、委員報酬、地方公務員共済組合負担金、退職金等である。

- ・ 扶助費

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法等によって、自治体にその支出が義務付けられている事業及び自治体での単独事業であるが、対象者の増加や事務事業の移譲等により、年々増加傾向にある。

- ・ 公債費
地方債の元利償還金であり、平成 19 年度の公債費比率は 13.4%である。
- ・ 物件費
旅費、需用費（消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕費等）、役務費（通信運搬費、手数料、火災保険等）、委託料等である。
- ・ 補助費等
一部事務組合への負担金、都に対する負担金、補助金・負担金等である。
- ・ 繰出金
一般会計から特別会計への繰出金である。

② 経常収支比率が 100%を下回る状況について

平成 19 年度決算の経常収支を基礎として算出すると、経常収支比率が 100%を下回るには、歳出が歳入をどれだけ上回っているかを次のとおり算出する。

$$15,531,085 \text{ 千円} - 15,216,151 \text{ 千円} = 314,934 \text{ 千円}$$

このため、平成 19 年度の時点においては、314,934 千円以上の経常経費の削減が図られれば、100%を下回ることになる。

③ 経常経費の削減について

以上を踏まえ、経常収支比率が 100%を下回るための経常経費の削減を次のとおり考察する。

- ・ 経常経費項目のうち、経費の削減を図ることが難しい項目については、扶助費、公債費である。
- ・ 市の判断により、経費の削減を図ることができる項目については、主に人件費、物件費である。
- ・ 補助費等については、補助金、負担金は削減を図るとともに、一部事務組合等の負担金は、組合等の事業展開により市の負担金が定まるため、一部事務組合等に対する協議等が必要である。
- ・ 繰出金については、各特別会計の独立性を勘案した対応を図る必要がある。

(2) 対応方針

ア 経常収支比率

前述の経常収支比率の現状を踏まえ、当面、短期的な数値目標である「経常収支比率：99%とする」ために、次のとおり対応方針を定める。

なお、長期的な数値目標については、短期的な取組の状況を踏まえて、対応方針を定めるものとする。また、この対応方針では、歳入については、市税の状況や三位一体改革等を踏まえ、別途、取り扱うものとする。

《短期的な対応方針》

今後の財政状況等を踏まえながら、平成 23 年度において、次に示す経常経費の削減に取り組むものとし、削減の目標総額を次のとおりとする。

なお、削減の項目や目標額については、今後の財政状況等により、変更する場合がある。

目標総額： 6.93 億円

◆ 人件費の削減 【目標額： 4.82 億円】

○ 職員定数の削減

定員適正化計画を踏まえながら、指定管理者制度の活用や民設民営化の推進等を図るとにより、職員定数を減員して人件費を削減する。

○ 特別職及び職員の給料及び手当の削減

給料や各種手当の減額

○ 委員等報酬の削減

各種委員会等の委員報酬の削減

○ 議員定数の削減

議員定数の削減による人件費の削減

◆ 物件費の削減 【目標額： 1 億円】

○ 公共施設の統廃合

公共施設を統廃合することにより、需用費や委託料等を削減する。

○ 民設民営化の推進

民設民営化の推進することにより、需用費や委託料等を削減する。

○ 各種改善による削減

- ◆ 補助費等の削減又は適正化 【目標額： 1.11 億円】
 - 補助金、負担金の削減
市の裁量性のある補助金や負担金について削減を図る。
 - 報償費の削減
謝礼等の報償費の削減
 - 一部事務組合の負担金の適正化
一部事務組合に対して、組合運営に対する効率化を提言するなど、負担金の適正化を図る。

- ◆ 繰出金の適正化
 - 特別会計への繰出金の適正化
特別会計の独立性を勘案して、一般会計からの繰出し金の適正化を図る。

※ その他、行政評価システムによる全事務事業の改革改善により、対応を図る。

イ 公債費比率

公債費比率については、これまで平成 10 年度から行政改革大綱実施計画に基づき、12.5%以内とすることを踏まえて、計画的に取り組んできたところであるが、引き続き平成 23 年度における公債費比率については、「12.5%とする」ように対応を図るものとする。

なお、公債費比率については、平成 19 年度をピークに減少していくと想定している状況であるが、今後、土地開発公社の健全化のために、起債を充当していく必要性が生じた場合は、この数値目標を検討するものとする。